

第一次審査（書類審査）における審査項目・審査基準の詳細

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点 | 評価のポイント |
|------|-------------------|--------------------|----|--|
| 客観評価 | 業務実績（様式第2号） | 業務実績は十分であるか。 | 5 | 令和2年度から令和6年度までの間に、地方公共団体等から委託された同種業務の受託実績件数により下記得点とする。 10件以上：5点、9件：4点、8件：3点、7件：2点、5～6件：1点、4件以下：0点 |
| | 事業者概要（様式第2号） | 業務実施体制は十分であるか。 | 2 | 市の担当として、業務責任者1名、業務担当者1名を配置すること。前記2名に加え、1名増員した場合1点加点。2点を上限とする。 配置人数：4名以上：2点、3名：1点、2名：0点 |
| | | 事業者の個人情報保護は十分であるか。 | 2 | 個人情報保護に関する認証を取得しているか。 プライバシーマークとISO27001の両方を取得している：2点 プライバシーマーク又はISO27001の一方を取得している：1点 |
| | 業務責任者等の実績等（様式第4号） | 業務責任者の業務経験は十分であるか。 | 3 | 令和2年度から令和6年度までの間の契約について、同種業務における業務責任者としての実績件数に応じ、次の基準に従い採点する。 5件以上：3点、3～4件以上：2点、1～2件以上：1点、0件：0点 |
| | | 業務担当者の業務経験は十分であるか。 | 3 | 令和2年度から令和6年度までの間の契約について、同種業務における業務担当者としての実績件数に応じ、次の基準に従い採点する。複数名提出がある場合は最も件数の多い者の件数で評価する。 5件以上：3点、3～4件以上：2点、1～2件以上：1点、0件：0点 |
| 価格評価 | （見積書（税抜及び税込）内訳書） | 見積価格 | 10 | 提案見積価格が低い順に順番付けし、次の基準に従い採点する。なお、実施要領の項番1（7）委託料上限額と同額の場合は1点として取り扱う。 また、同額の場合は同位とする。 1位：10点、2位：8点、3位：6点、4位：4点、5位以下：1点、委託料上限額を超過：無効 |